

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月30日
【会社名】	タカタ株式会社
【英訳名】	Takata Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高田 重久
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目12番31号
【電話番号】	03-6455-8401
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経理財務本部長 野村 洋一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目 3番14号 東京フロントテラス
【電話番号】	03-6455-8401
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経理財務本部長 野村 洋一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月26日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことについて決議し、同日に東京地方裁判所に申立てを行いました。さらに、同時に当社の連結子会社であるタカタ九州株式会社（以下「タカタ九州」）及びタカタサービス株式会社（以下「タカタサービス」）についても、民事再生手続開始の申立てを行い、また、当社の米国子会社であるTK Holdings Inc.（以下「TKH」）を含む米州子会社12社についても、平成29年6月25日（米国東部時間）、米国連邦倒産法第11章（以下「チャプター11」）に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日付で米国デラウェア州連邦破産裁判所に申立てを行いました。

また、これに伴い、タカタ九州、タカタサービス及びTKHに対する当社の債権並びに当社の子会社各社の当社に対する債権について取立不能のおそれが生じました。

そのため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号、11号、第17号及び18号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1) 再生手続開始の申立てについて

(1) 当該再生手続開始の申立てを行った者の名称、住所及び代表者の氏名

当社

名称 タカタ株式会社
住所 東京都港区赤坂二丁目12番31号
代表者の氏名 代表取締役会長兼社長 高田 重久

タカタ九州

名称 タカタ九州株式会社
住所 佐賀県多久市東多久町大字別府2195番地4
代表者の氏名 代表取締役 桂田 治夫

タカタサービス

名称 タカタサービス株式会社
住所 東京都港区赤坂二丁目12番31号
代表者の氏名 代表取締役 川崎 修

TK Holdings Inc.

名称 TK Holdings Inc.
住所 2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名 Secretary, Ken Bowling

Takata Americas

名称 Takata Americas
住所 2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名 Secretary, Ken Bowling

TK Finance, LLC

名称 TK Finance, LLC
住所 2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名 Secretary, Ken Bowling

TK China, LLC

名称 TK China, LLC
住所 2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名 Secretary, Ken Bowling
Secretary, Ken Bowling

Takata Protection Systems Inc.

名称 2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
住所 1371 SW 8th St Suite 3, Pompano Beach, FL 33069
代表者の氏名 Secretary, Ken Bowling

Interiors in Flight Inc.

名称 Interiors in Flight Inc.
住所 2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名 Secretary, Ken Bowling

TK Mexico Inc.

名称 TK Mexico Inc.
住所 2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名 Secretary, Ken Bowling

TK Mexico LLC

名称 TK Mexico LLC
住所 2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名 Secretary, Ken Bowling

TK Holdings de Mexico S. de R.L. de C.V.

名称 TK Holdings de Mexico S. de R.L. de C.V.
住所 Carretera Santa Rosa Km 3.5 Interior A, Apodaca, Nuevo León 66600
代表者の氏名 Manager, Manuel Gomez

Industrias Irvin de Mexico, S.A. de C.V.

名称 Industrias Irvin de Mexico, S.A. de C.V.
住所 Carretera Presa la Amistad Km 7 Parque Industrial, Ciudad Acuña,
Coahuila 26220
代表者の氏名 Treasurer, Carlos Alberto Valdez Andrade

Takata de Mexico, S.A. de C.V.

名称 Takata de Mexico, S.A. de C.V.
住所 Carretera Pressa la Amistad Km 7 Parque Industrial, Ciudad Acuna,
Coahuila 26220
代表者の氏名 Treasurer, Carlos Alberto Valdez Andrade

Strosshe-Mex, S. de R.L. de C.V.

名称 Strosshe-Mex, S. de R.L. de C.V.
住所 Carretera Libre Santa Rosa Km 3.5 Interior B, Apodaca, Nuevo León
66600
代表者の氏名 Treasurer, Carlos Alberto Valdez Andrade

- (2) 当該再生手続開始の申立てを行った年月日
当社並びにタカタ九州及びタカタサービス
平成29年6月26日

TKHその他の米州子会社11社
平成29年6月25日(米国東部時間)

- (3) 当該再生手続開始の申立てに至った経緯

当社の前身であるタカタ株式会社は、昭和31年11月に株式会社高田工場として滋賀県彦根市に設立されました。その後、同社は、商号をタカタ株式会社に変更した後、昭和60年代から、エアバッグの製造販売を開始し、世界各国に開発、製造及び販売拠点を設けることで販路を拡大し、同社のエアバッグは世界において大きなシェアを占めるようになりました。当社は、平成16年1月30日に設立されたタカタ事業企画株式会社が、当社の前身であるタカタ株式会社から、同年4月1日付けで会社分割によってシートベルト、エアバッグ等の自動車安全部品にかかる事業を承継し、同日、タカタ株式会社に商号を変更した会社です。当社は、当社の子会社および関連会社を含めた当社グループで自動車安全部品の販路拡大に努め、順調に売上高を伸ばし、世界における自動車安全部品のトップメーカーとなりました。また、当社は、平成18年11月には東京証券取引市場第一部に株式を上場しています。

しかし、平成19年頃から、当社グループが製造したエアバッグについて、膨張ガスを発生させてエアバッグを膨張させる部品であるインフレーターが破裂し、破裂したインフレータの金属片による死亡事故等が生じるなど、インフレーター関連の不具合が判明しました。そのため、平成20年11月以降、各自動車メーカーは、当社グループが製造したエアバッグを搭載した車種について不具合の有無及びその原因を調査するためにリコールを繰り返し実施し、その対象を拡大していきました。当社は、インフレーターを製造しているわけではありませんが、当社の米国子会社であるTKH等からインフレーターを仕入れたうえでエアバッグを製造し、日系自動車メー

カーに販売していることから、当社が製造したエアバッグを搭載した車種についても、かかるリコールの対象となっています。

各自動車メーカーが要したりコール費用のうち一定割合は、当社グループの自動車メーカーに対する債務となり得、かかる自動車メーカーに対する債務が現実化した場合には、当社は巨額の債務を負担するおそれがあるため、当社グループの信用収縮・資金繰りの悪化の要因となりました。さらに、平成27年11月、TKHが、米国運輸省道路交通安全局との間でエアバッグ製品に係る一連のリコールに関し、同意指令に同意し、これによりTKHは7,000万米ドルの民事制裁金を支払う義務を負うこととなりました。また、当社は、平成29年1月、米国司法省との間で、インフレータの性能検証試験にかかる自動車メーカーに対する報告の不備の問題に関して司法取引に合意し、かかる司法取引において、当社は2,500万米ドル（円貨換算約29億円）の罰金を科され、さらに、当社グループ製インフレータの不具合による被害者の損害補償のための1億2,500万米ドルの補償基金拠出義務を負い、各自動車メーカーの損害補償のため8億5,000万米ドル（円貨換算約978億円）の補償基金拠出義務を負うこととなりました。さらに、当社グループが製造したエアバッグの上記不具合に関連し、当社に対して損害の賠償等を求める多数の訴訟が提起されており、これら訴訟の結果次第で当社はさらに追加の債務を負う恐れがあります。

当社は、上記のエアバッグインフレータに関連する財務上及びオペレーション上の問題に対応するため、平成28年2月、当社の包括的な再建計画を策定することを目的として外部専門家委員会を設立しました。同委員会は、私的整理により再建を図ることが当社製品の安定供給に資するとの考えに基づき、主要債権者等のステークホルダーと広く意見交換を行い、多様な利害関係の調整を図りつつ、スポンサー候補の選定手続を含む再建計画策定に向けた活動を行いました。同委員会は、スポンサー選定手続においてファイナンシャル・アドバイザーを起用し、グローバルに事業会社・ファンドにコンタクトした結果、支援金額、手続の安定性等の観点からキー・セイフティー・システムズ社（以下「KSS」）をスポンサー候補として推挙しました。

もっとも、主要債権者等のステークホルダー及びスポンサー候補との多数回にわたる協議にもかかわらず、私的整理による再建計画についての合意は得られなかったため、現状を放置したまま事業を継続した場合、当社は、早期に資金繰りが破綻することが必至の状況となりました。そして資金繰りの破綻が現実化した場合、製品の安定供給も危機にさらされ、当社の企業価値は著しく毀損し、スポンサーの支援を受けることや各種自動車メーカーや金融機関等からの協力を受けながら事業再生を目指す途が絶たれることとなり、債権者の皆様を始めとする関係各位に対してより多大なご迷惑をおかけすることが想定されました。このような中、本日、当社は、外部専門家委員会から、本社の再建スキームとして、日本において民事再生手続、米国においてチャプター11に基づく再建手続を利用することが相当であるとの意見を受けました。そのため当社は、上記外部専門家委員会の意見も踏まえ、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、KSSとの間で事業譲渡に関する基本合意を締結したうえで、民事再生手続の中で、主要自動車メーカーから資金繰り支援を得るとともに、金融機関からのDIPファイナンスを得ながら、事業再生を目指すことといたしました。

なお、タカタ九州及びタカタサービスは、いずれも当社の完全子会社であり、その事業に関連して当社から毎月多額の売掛債権を回収しておりますが、当社が民事再生手続開始の申立てをしたことにより、当該入金が止まることとなる結果、このまま現状を放置して事業を継続した場合、資金繰りの破綻は必至の状況となりました。そこで、タカタ九州及びタカタサービスにつきましても、民事再生手続開始の申立てを行い、民事再生手続の中で事業再生を目指すことといたしました。

また、TKHを含む米州子会社12社につきましても、上記インフレータ関連の不具合による死亡事故等の発生により、巨額の補償ないし損害賠償請求を受け、信用状況が悪化することとなりました。そのような状況を受け、TKHを含む米州子会社12社についても、チャプター11に基づく再生手続の中で、KSSの支援を受けながら事業再生を目指すことといたしました。

(4) 当該民事再生手続開始の申立ての内容

当社

申立日 平成29年6月26日

管轄裁判所 東京地方裁判所

事件名 平成29年（再）第20号

申立代理人

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 小林信明、鐘ヶ江洋祐、塩崎彰久、鈴木崇、大川友宏、青柳徹、板谷隆平、高野紘輝、田中雄土、八木拡

東京都千代田区麹町三丁目3番地KDX麹町ビル4階

東京富士法律事務所

弁護士 須藤英章、足立学

東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル19階
ときわ法律事務所
弁護士 綾克己、浅沼雅人

東京都港区六本木1-9-10アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所外国法共同事業
弁護士 粕谷宇史、鈴木惇也

タカタ九州株式会社

申立日 平成29年6月26日

管轄裁判所 東京地方裁判所

事件名 平成29年(再)第21号

申立代理人

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 小林信明、鐘ヶ江洋祐、塩崎彰久、鈴木崇、大川友宏、青柳徹、板谷隆平、
高野紘輝、田中雄士、八木拡

東京都千代田区麹町三丁目3番地KDX麹町ビル4階
東京富士法律事務所
弁護士 須藤英章、足立学

東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル19階
ときわ法律事務所
弁護士 綾克己、浅沼雅人

東京都港区六本木1-9-10アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所外国法共同事業
弁護士 粕谷宇史、鈴木惇也

タカタサービス株式会社

申立日 平成29年6月26日

管轄裁判所 東京地方裁判所

事件名 平成29年(再)第22号

申立代理人

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

長島・大野・常松法律事務所

弁護士 小林信明、鐘ヶ江洋祐、塩崎彰久、鈴木崇、大川友宏、青柳徹、板谷隆平、
高野紘輝、田中雄士、八木拡

東京都千代田区麹町三丁目3番地KDX麹町ビル4階
東京富士法律事務所
弁護士 須藤英章、足立学

東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル19階
ときわ法律事務所
弁護士 綾克己、浅沼雅人

東京都港区六本木1-9-10アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所外国法共同事業
弁護士 粕谷宇史、鈴木惇也

TK Holdings Inc.

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

Takata Americas

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

TK Finance, LLC

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

TK China, LLC

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

25日(米国東部時間)

Takata Protection Systems Inc.

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

Interiors in Flight Inc.

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

TK Mexico Inc.

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

TK Mexico LLC

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

TK Holdings de Mexico S. de R.L. de C.V.

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

Industrias Irvin de Mexico, S.A. de C.V.

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

Takata de Mexico, S.A. de C.V.

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事件名 TK HOLDINGS INC., et al.

申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

Strosshe-Mex, S. de R.L. de C.V.

申立日 平成29年6月25日(米国東部時間)

管轄裁判所 米国デラウェア州連邦破産裁判所

事 件 名 TK HOLDINGS INC., et al.
申立代理人 Weil, Gotshal & Manges LLP

2) 債権の取立不能について

(1) 当社のタカタ九州に対する債権について

当該債務者の名称、住所、代表者氏名及び資本金

名称	タカタ九州株式会社
住所	佐賀県多久市東多久町別府2195番地 4
代表者の氏名	代表取締役 桂田 治夫
資本金	70,000,000円

当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日
当該債務者に生じた事実 東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立て
当該事実が生じた年月日 平成29年 6月26日

当該債務者に対する債権の種類及び金額

(平成29年 3月31日時点)

債権の種類	金 額	連結純資産に対する割合(注)
未収金	3,867百万円	11.66%
売掛金	0.047百万円	0.00%
合計	3,867百万円	11.66%

当社グループ間の債権であるため、連結純資産に与える影響はないものと考えております。

(2) 当社のタカタサービスに対する債権について

当該債務者の名称、住所、代表者氏名及び資本金

名称	タカタサービス株式会社
住所	東京都港区赤坂二丁目12番31号
代表者の氏名	代表取締役 川崎 修
資本金	30,000,000円

当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日
当該債務者に生じた事実 東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立て
当該事実が生じた年月日 平成29年 6月26日

当該債務者に対する債権の種類及び金額

(平成29年 3月31日時点)

債権の種類	金 額	連結純資産に対する割合(注)
未収金	13百万円	0.03%
売掛金	25百万円	0.07%
合計	38百万円	0.11%

当社グループ間の債権であるため、連結純資産に与える影響はないものと考えております。

(3) 当社のTKHに対する債権について

当該債務者の名称、住所、代表者氏名及び資本金

名称	TK Holdings Inc.
住所	2500 Takata Drive, Auburn Hills, MI 48326
代表者の氏名	Secretary, Ken Bowling
資本金	569,717,175 (米ドル)

当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日
当該債務者に生じた事実 米国デラウェア州連邦破産裁判所にチャプター11に基づく再生手続開始の申立て

当該事実が生じた年月日 平成29年6月25日(米国東部時間)

当該債務者に対する債権の種類及び金額

(平成29年3月31日時点)

債権の種類	金額	連結純資産に対する割合(注)
未収金	42,082百万円	126.97%
短期貸付金	8,975百万円	27.08%
売掛金	3,969百万円	11.97%
合計	55,027百万円	166.03%

当社グループ間の債権であるため、連結純資産に与える影響はないものと考えております。

(4) 当社子会社の当社に対する債権について

当該債務者の名称、住所、代表者氏名及び資本金

名称	タカタ株式会社
住所	東京都港区赤坂二丁目12番31号
代表者の氏名	代表取締役 高田 重久
資本金	41,862,008,250円

当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当該債務者に生じた事実 東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立て

当該事実が生じた年月日 平成29年6月26日

当該債務者に対する債権の種類及び金額

(平成29年3月31日時点)

債権の種類	金額	連結純資産に対する割合(注)
短期貸付金	12,874百万円	38.84%
未収利息	2百万円	0.00%
売掛金	11,077百万円	33.42%
未収金	3,652百万円	11.02%
合計	27,607百万円	83.30%

当社グループ間の債権であるため、連結純資産に与える影響はないものと考えております。

以上